

○葉山町狭あい道路拡幅整備補助金交付要綱

令和8年4月1日

葉山町要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、葉山町狭あい道路拡幅整備要綱（以下「拡幅整備要綱」という。）第8条に規定する支障物件の撤去等工事に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、葉山町補助金等交付要綱（昭和45年6月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した幅員が4メートル未満の町道又は町長がこれと同等と認める道路をいう。
- (2) 道路後退線 狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線をいう。ただし、当該道路が中心線からの水平距離2メートル未満で、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道路の側の境界線及びその境界線から道路の側に水平距離4メートルの線をいう。
- (3) 道路後退用地 狭あい道路の境界線から道路後退線間の土地をいう。
- (4) すみ切り用地 葉山町まちづくり条例施行規則（平成15年葉山町規則第7号）第27条第1項第2号ケに規定するすみ切りをいう。
- (5) 支障物件 道路後退用地及びすみ切り用地（以下「道路後退用地等」という。）に存する擁壁、門、塀、立木、生垣及びこれらに類するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者(以下「申請者」という。)は、拡幅整備要綱第6条第1項に規定する道路後退用地等寄附申出書に記載されている道路後退用地等において、支障物件の撤去及び移設等に係る工事を行う者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町税及び国民健康保険料等の滞納がないこと。
- (2) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 町が実施している同種の他の補助金等と併用して交付を受けていないこと。
- (4) 申請者が当該道路後退用地等及び支障物件の所有者でない場合には、所有者全員から当該補助金の交付の申請について同意を得ていること。
- (5) 道路後退用地等に接する土地（当該土地に存する建築物及び工作物を含む。）の販売目的でないこと。
- (6) 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が葉山町暴力団排除条例（平成24年葉山町条例第8号）第2

条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でない者であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、支障物件の撤去及び移設に係る工事（以下「補助対象工事」という。）に要する費用に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、300,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする申請者は、狭あい道路拡幅整備補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 支障物件の位置、構造、延長及び高さを記入した見取り図
- (3) 現況の写真
- (4) 土地利用計画書
- (5) 工事請負業者が発行する補助対象工事の内訳が明記されている見積書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、狭あい道路拡幅整備補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付申請の変更又は取下げ)

第7条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ狭あい道路拡幅整備補助金交付（変更・取下げ）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助申請額を変更しようとするとき。ただし、補助申請額の20パーセント以内の減額はこの限りではない。
- (2) 前号を除く交付申請の内容を変更しようとするとき。
- (3) 交付決定に係る申請を取下げようとするとき。

2 町長は、前項に規定する承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、狭あい道路拡幅整備補助金交付決定（変更・取下げ）通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

3 第6条第2項の規定は、第1項に規定する承認申請があった場合について準用する。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに狭あい道路拡幅整備補助対象工事完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事写真（施工前、施工中、施工後）
- (2) 補助対象工事に係る領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第9条 町長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、狭あい道路拡幅整備補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第10条 前条の規定により交付額の確定通知を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに狭あい道路拡幅整備補助金交付請求書（様式第7号）により町長に請求をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、狭あい道路拡幅整備補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の使途が不相当であると認められるとき。
- (3) 法令又は要綱に違反したとき。
- (4) 補助対象工事が第3条第2項に規定する期日までに完了することができないと見込まれるとき。
- (5) 各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが適当でないとき。

（状況報告等）

第12条 町長は、必要があると認めるときは、申請者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査をすることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。